違法駐車等追放推進地域実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市違法駐車等の防止に関する条例(平成6年4月条例第2号。以下「 条例」という。)第9条の規定に基づき指定する違法駐車等追放推進地域(以下「推進地域」 という。)の指定基準、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(推進地域の指定基準)

第2条 区長は、次の活動を行う地域を推進地域として指定することができる。

- (1) 当該地域住民に対して、違法駐車等追放運動の啓発及び普及
- (2) 違法駐車等追放のための街頭パトロールの実施
- (3) その他、区長が要請する事項

(組織)

- 第3条 推進地域は、地域の実情を加味し、自主的に活動できる者及び当該運動に熱意のある者 で組織するものとする。
- 2 推進地域は、概ね10人以上で構成されるものとする。

(推進地域の指定申請)

第4条 指定を受けようとする推進地域の代表者は、様式第1号による「違法駐車等追放推進地 域指定申請書」及び関係書類を区長に提出しなければならない。

(指定の決定)

第5条 区長は、前条の申請書及び関係書類を受理したときは、審査・決定のうえ、推進地域の 代表者に様式第2号による「違法駐車等追放推進地域指定決定通知書」を交付する。

(指定の取消)

第6条 区長は、指定した推進地域が、第2条の規定に合わなくなったときは、これを取り消す ことができる。

(推進地域への支援)

第7条 区長は、第5条の指定を受けた推進地域の活動に対し必要な資材を提供することができる。 (活動報告)

第8条 推進地域の代表者は、様式第3号による「活動実績報告書」を、年度終了後速やかに区長 に提出しなければならない。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年5月10日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

区 長 あて

団 体 名

代表者住所

代表者氏名 印

違法駐車等追放推進地域指定申請書

違法駐車等追放推進地域実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

- 2. 活動範囲 別紙1のとおり
- 3. 名簿 別紙2のとおり
- 4. 活動計画書 別紙3のとおり
- 5. 過去の活動実績 別紙4のとおり

第 号

平成 年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

区長

違法駐車等追放推進地域指定決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました違法駐車等追放推進地域指定について、 下記のとおり決定いたしましたので通知いたします。

記

1. 指定地区名 違法駐車等追放推進地域 地区

2. 指定区域

3. 指定年月日 平成 年 月 日

区 長 あて

違法駐車等追放推進地域_____地区 代表者 印

平成 年度活動実績報告書

違法駐車等追放推進地域実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。 記

実施日時	事項	活動区	域	内	容	駐車台数	参加者数

1 活動範囲

町	名	備	考

2. 図面

別添のとおり

役	職	名	氏	名	住	所	電話番号	備考
地	区	長						

	1 ///	12 / 1 / 2///IE					1H 293 F1 1	
実施日時	事	項	活	動	区	域	内	容

過去の活動実績

事	項	活動区域	内	容